

第14回 自治基本条例策定分科会まとめ

○意見等

①条文の記載について

- ・自治基本条例は市民が主体となる条例であるから、当然住民投票の権利を入れる必要がある。
- ・海津市全体に関わる問題について、市民の50%が投票する可能性が考えられるので、住民投票は必要である。
- 住民投票の条文を記載する。

②条文の内容について

- ・垂井町の条例をベースにして、「住民の50分の1以上の署名」は入れた方が良い。
- ・住民投票を請求する主体は誰ができるのか明確にした方が良く、はっきりしない方が良いのではという2つの意見がある。
- ・投票者の範囲は、事案に応じて海津市が把握できる範囲内で別に定めるのが良いのではないかと。
- ・投票の対象者はケースバイケースである。
- 投票者の範囲は垂井町の条文にならうような形とし、住民投票の実施に関して必要な事項は事案に応じて別に定めるとする。

住民投票条文骨子（案）

①住民投票の請求について

- ・選挙権を有する市民(市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいう。以下同じ。)は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票を求める条例の制定を請求することができる

②住民投票の発議について

- ・市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。
- ・市長は、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。

③住民投票の実施について

- ・市長は、条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施する。

④投票資格について

- ・住民投票に参加する資格その他の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

⑤住民投票の結果について

- ・市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。